



厚生労働省発基安 1 2 2 2 第 1 号

労働政策審議会

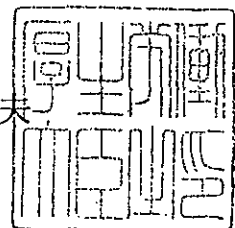
会長 諏訪 康雄 殿

厚生労働省設置法第 9 条第 1 項第 1 号の規定に基づき、別紙 1「労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱」及び別紙 2「労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱」について、貴会の意見を求める。

平成 2 2 年 1 2 月 2 2 日

厚生労働大臣

細川 律夫



労働安全衛生法施行令等の一部を改正する政令案要綱

第一 労働安全衛生法施行令の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物として、酸化プロピレン、一・四―ジクロロ―二―ブテン、一・一―ジメチルヒドラジン及び一・三―プロパンスルトンを追加するものとする。

二 健康診断を行うべき有害な業務の追加

有害な業務に従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対して行う健康診断の対象業務として、酸化プロピレン及び一・一―ジメチルヒドラジンを製造し、又は取り扱う業務を追加するものとする。

三 健康管理手帳を交付する業務の追加

都道府県労働局長が健康管理手帳を交付する業務に、無機砒素化合物（アルシン及び砒化ガリウムを除く。）を製造する工程において粉碎をする業務を追加するものとする。

四 特定化学物質の追加

特定化学物質の第二類物質に、酸化プロピレン及び一・一ジメチルヒドラジンを追加するものとする。

五 酸化プロピレンに係る適用除外

酸化プロピレン及び酸化プロピレンを含有する製剤その他のものを製造し、又は取り扱う業務のうち、厚生労働省令で定める業務については、作業主任者の選任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないものとする。

第二 労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令の一部改正

次に掲げる物については、適用除外製品等から除外することにより、譲渡し、提供し、又は使用してはならないものとする。

一 石綿ジョイントシートガスケットから切り出した石綿（アモサイト及びクロシドライトを除く）。

二及び三において同じ。）を含有するガスケットであつて、この政令の施行の際現に存する本邦にある化学工業の用に供する施設（以下「既存化学工業施設」という。）の設備（配管を含む。二及び三において同じ。）の接合部分（三百度以上の温度の流体である物を取り扱う部分に限る。）に使用されるも

の（直径千五百ミリメートル以上のものを除く。）

二 石綿を含有するうず巻形ガasketであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

（一） 亜硝酸及びその塩

（二） 硝酸及びその塩

（三） 硫酸及びその塩

三 石綿を含有するグラندパッキンであつて、既存化学工業施設の設備の接合部分（四百度以上の温度の流体である物又は次に掲げる物であつて、三百度以上四百度未満の温度の流体であるものを取り扱う部分に限る。）に使用されるもの

（一） 亜硝酸及びその塩

（二） 硝酸及びその塩

（三） 硫酸及びその塩

第三 施行期日等

一 施行期日

この政令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。ただし、第二は、同年三月一日から施行するものとする。

二 経過措置

(一) 第二の一から三までに掲げる物のうち、平成二十三年三月一日において現に使用されているものについては、同日以後引き続き使用されている間は、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第五十五条の規定は適用しないものとする。

(二) (一)に掲げるもののほか、この政令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令案要綱

第二 労働安全衛生規則の一部改正

一 名称等の表示の対象となる物の追加

譲渡又は提供時に名称等を表示しなければならない物のうち、労働安全衛生法施行令（昭和四十七年政令第三百十八号）第十八条第三十九号の厚生労働省令で定めるものとして、酸化プロピレンを含有する製剤その他の物で酸化プロピレンの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの、一・四―ジクロロ―二―ブテンを含有する製剤その他の物で一・四―ジクロロ―二―ブテンの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの、一・一―ジメチルヒドラジンを含有する製剤その他の物で一・一―ジメチルヒドラジンの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるもの及び一・三―プロパンスルトンを含有する製剤その他の物で一・三―プロパンスルトンの含有量がその重量の〇・一パーセント以上であるものを追加することとする。

二 計画の届出の対象となる機械等の追加

設置し、若しくは移転し、又は主要構造部分を変更しようとするときに、計画の届出をすべき機械等

に、一・三―プロパンスルトン及びこれをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「一・三―プロパンスルトン等」という。）を製造し、又は取り扱う設備を追加するものとするこ
と。

三 その他

所要の規定の整備を行うものとする。

第二 特定化学物質障害予防規則の一部改正

一 特定第二類物質の追加

酸化プロピレン及びこれをその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「酸化プロピレン等」という。）並びに一・一―ジメチルヒドラジン及びこれらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「一・一―ジメチルヒドラジン等」という。）を特定第二類物質に追加するものとする。

二 酸化プロピレンに係る適用除外業務

酸化プロピレン等を製造し、又は取り扱う業務のうち、次に掲げるものについては、作業主任者の選

任をすべき業務、作業環境測定を行うべき業務及び健康診断を行うべき有害な業務の対象としないものとするともに、特定化学物質障害予防規則（昭和四十七年労働省令第三十九号）の規制の対象としないものとする。

イ 酸化プロピレン等をタンク自動車等から貯蔵タンクに又は貯蔵タンクからタンク自動車等にそれらの双方に直結できる構造のホースを用いて屋外で注入する業務

ロ 酸化プロピレン等を貯蔵タンクから耐圧容器にそれらの双方に直結できる構造のホースを用いて注入する業務

三 作業環境測定の記録及び結果の評価の記録の保存期間

事業者は、酸化プロピレン等及び一・一―ジメチルヒドラジン等に係る作業環境測定の記録及び作業環境測定の結果の評価の記録については、三十年間保存するものとする。

四 特別管理物質の追加

酸化プロピレン等及び一・一―ジメチルヒドラジン等を特別管理物質に追加するものとする。

五 一・四―ジクロロ―二―ブテンに係る措置

事業者は、一・四―ジクロロ―二―ブテン及びこれらの物をその重量の一パーセントを超えて含有する製剤その他の物（以下「一・四―ジクロロ―二―ブテン等」という。）を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業に労働者を従事させるときは、ガスの発散源を密閉する設備の設置等、一・三―ブタジエン等に係る措置と同様の措置を講ずるものとする。

六 一・三―プロパンスルトンに係る措置

事業者は、一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業に労働者を従事させるときは、次のイからルまでに定めるところによるものとする。

イ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、密閉式の構造とするものとする。

ロ 一・三―プロパンスルトン等により汚染されたばろ等については、蓋等をした不浸透性の容器に納め、廃棄するときは除毒するものとする。

ハ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備の腐食防止措置、漏えい防止措置、バルブ等の誤操作防止措置等を講ずるものとする。

ニ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場及び一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する屋内作業場の床を不浸透性の材料で造るものとする。

ホ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備を設置する作業場又は当該設備を設置する作業場以外の作業場で一・三―プロパンスルトン等を合計百リットル以上取り扱うものについては、関係者以外の立入りを禁止し、その旨を見やすい箇所に掲示するものとする。

ヘ 必要な作業規程を作成し、それに基づいて作業を行うものとする。

ト 運搬、貯蔵時に漏れることのないよう、堅固な容器を使用し、見やすい箇所に取扱い上の注意事項を表示する等の措置を講ずるものとする。

チ 作業開始前に一・三―プロパンスルトン等による汚染の有無を点検し、異常を認めたときは拭き取る等の必要な措置を講ずるものとする。

リ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備又は容器に一・三―プロパンスルトン等を出し入れする場合は、注入口又は排気口に直結式の器具を用いるものとする。

ヌ 保護眼鏡、不浸透性の保護衣、保護手袋及び保護長靴を使用させるものとする。

ル 揭示、作業の記録及び労働基準監督署長への記録の提出をするものとする。

七 健康診断の実施期間及び項目

イ 事業者は、次の表の上欄に掲げる業務に常時従事する労働者又は当該業務に常時従事させたことのある労働者で現に使用しているものに対し、同欄に掲げる業務の区分に応じ、雇入れ又は当該業務への配置換えの際及びその後同表の中欄に掲げる期間以内ごとに一回、定期に同表の下欄に掲げる項目について医師による健康診断を行うものとする。

業務	期間	項目
酸化プロピレン等を製造し、又は扱う業務	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 酸化プロピレンによる眼の痛み、せき、咽頭痛、皮膚の刺激等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査

	一・一―ジメチルヒド ラジン等を製造し、又 は取り扱う業務	五 皮膚炎等の皮膚所見の有無の検査
	六月	一 業務の経歴の調査 二 作業条件の簡易な調査 三 一・一―ジメチルヒド ラジンによる眼の痛み、せき、咽 頭痛等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 四 眼の痛み、せき、咽頭痛等の他覚症状又は自覚症状の有 無の検査

ロ 事業者は、イの健康診断の結果、他覚症状が認められる者、自覚症状を訴える者その他異常の疑いがある者で、医師が必要と認めるものについては、次の表の上欄に掲げる業務の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる項目について健康診断を行うものとする。

業務	項目
酸化プロピレン等を製造し、又は取り扱う業務	一 作業条件の調査 二 医師が必要と認める場合には、上気道の病理学的検査又

一・一―ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う業務	は耳鼻科学的検査 一 作業条件の調査 二 肝機能検査
-----------------------------	---

九 その他

所要の規定の整備を行うものとする。こと。

第三 その他

様式の改正等、所要の規定の整備を行うものとする。こと。

第四 施行期日等

一 施行期日

この省令は、平成二十三年四月一日から施行するものとする。こと。

二 経過措置

イ 酸化プロピレン等又は一・一―ジメチルヒドラジン等を製造する設備、酸化プロピレン等又は一・一―ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備及びその付属施設、酸化プロピレン

等又は一・一—ジメチルヒドラジン等のガス、蒸気又は粉じんが発散する屋内作業場に設ける発散抑制措置の設備、一・四—ジクロロ—二—ブテン等に係る発散抑制の設備（屋外に設置されるものを除く。）並びに一・三—プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う設備については、平成二十三年七月一日前にこれらを設置し、若しくは移転し、又はこれらの主要構造部分を変更しようとする場合には、労働安全衛生規則（昭和四十七年労働省令第三十二号）第八十六条第一項及び労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）第八十八条第二項において準用する同条第一項の規定は、適用しないものとする。

ロ 酸化プロピレン等又は一・一—ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う設備で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二による改正後の特定化学物質障害予防規則第四条及び第五条の規定は、適用しないものとする。

ハ 酸化プロピレン等又は一・一—ジメチルヒドラジン等を製造し、又は取り扱う特定化学設備であつて、この省令の施行の際、現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二による改正後の特定化学物質障害予防規則第十三条から第二十一条まで、第三十一条及び第三十四条

の規定は適用しないものとする。

二 一・四―ジクロロ―二―ブテン等を製造し、若しくは取り扱う設備から試料を採取し、又は当該設備の保守点検を行う作業場所で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二による改正後の特定化学物質障害予防規則第三十八条の十七第一項第一号の規定は、適用しないものとする。

ホ 一・三―プロパンスルトン等を製造し、又は取り扱う作業場所で、この省令の施行の際現に存するものについては、平成二十四年三月三十一日までの間は、第二の六のイ、ハ、ニ、ヘ及びリに掲げるものは、適用しないものとする。

ヘ イからホまでに掲げるもののほか、この省令の施行に関し必要な経過措置を定めるものとする。